

今月の納税

国民健康保険税
介護保険料 …8期
後期高齢者医療保険料

納期限 2月29日(木)

コンビニエンスストア、LINE Pay、PayPay
でも納付できます。また、便利で確実な
口座振替もご利用ください。

国民年金

20歳を迎えた皆さんへ

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなを支えようという考えで作られた仕組みです。20歳以上60歳未満の人は加入することが義務付けられています。

将来の大きな支えになります

国民年金は20歳以上60歳未満の人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもつて運営するため、安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの**老齢年金**のほか、病気や事故で障害が残ったときの**障害年金**、また、加入者により生計を維持されていた遺族(子のある配偶者や子)が受け取れる**遺族年金**もあります。



学生納付特例制度

学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される制度です。

対象は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。

納付猶予制度

学生でない50歳未満の人で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予される制度です。

▼手続き・問い合わせ先

住民課 保険室
☎26・2249 (直通)
茨川年金事務所 国民年金課
☎22・1607

国民年金保険料の割引制度

2月はお得な前納制度の申し込み月

前納制度

一括して納めると、保険料が割引になります。また、口座振替で前納すると、現金で前納する場合よりもお得です。2年・1年・6カ月前納の中から選べます。

希望する場合は、必要なものを持参の上、**2月29日(木)までに金融機関または年金事務所へ申し出て**ください。

早割制度

口座振替の指定日を納付期限より1カ月早めると、保険料が割引になります。納め忘れの心配もなく、安心・確実です。希望する人は、**金融機関または年金事務所へ申し出て**ください。

▼**口座振替による「前納」または「早割」の申し出に必要なもの**

- 預貯金通帳
- 預貯金通帳届出印
- 基礎年金番号が分かるもの(年金手帳・基礎年金番号通知書・国民年金保険料納付書など)

クレジットカード納付

クレジットカードによる納付でも、保険料の2年前納ができます。

※有効期限を迎えるクレジットカードは、更新時に改めて手続きが必要な場合があります。ご注意ください。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。か、お問い合わせください。

▼問い合わせ先

茨川年金事務所 国民年金課
☎22・1607



ひとりで悩んでいませんか？

DV(ドメスティック・バイオレンス、配偶者や事実婚、交際相手など親しい関係で起こる暴力)は、許されない人権侵害行為です。

つらい思いをされている人はご相談ください。

※命の危険を感じた場合は迷わず110番通報してください。



▲相談窓口一覧(県HP)

問い合わせ先 住民課 住民環境室 ☎26-2244 (直通)



特別支援学校に在学する児童・生徒へ

就学援助費を支給します

▼対象

町に住所を有し、令和5年度に特別支援学校の小学部、中学部に在学している児童・生徒の保護者

※対象者には通知と申請書を郵送しました。

※一定期間の入院加療などの在学は対象外です。

▼支給年額 15,000円

※異動などがある場合は月割りで支給します。

▼申請方法

次のものを学校教育室に郵送または持参してください。

□申請書(町ホームページからもダウンロードできます。)

□在学証明書(在学校で取得してください。)

▼申請期限 2月29日(木)

▼申請・問い合わせ先

教育委員会事務局 学校教育室
☎26・2286(直通)



どなたでも傍聴できます

町議会3月定例会(予定)

3月1日(金)開会日

4日(月)町長施政方針に対する質問

5日(火)一般質問

6日(水)一般質問

18日(月)閉会日

(討論・表決など)

※日程は、変更になる場合があります。詳しくは、町議会ホームページや議会事務局でご確認ください。

▼問い合わせ先

議会事務局

☎26・2283(直通)

本会議生中継・映像配信



町議会ホームページで生中継および録画配信を行いますので、ぜひご覧ください。



献血にご協力をお願いします

期日 3月1日(金)

時間 10:00~12:00
13:15~16:00

場所 町役場



血液は医療が進歩した今でも人工的に造ることができず、長期保存もできません。また、1人の人が1年間に献血できる回数や量には上限があります。大切な命を救うために、皆さまのご協力をお待ちしています。

※200ml献血は、医療機関からの需要状況により人数制限があります。

問い合わせ先

介護福祉課 福祉室 ☎26-2246 (直通)

快適な道路に

電源立地地域対策交付金事業で舗装補修

発電用施設の立地地域・周辺地域である市町村への交付金を利用して、漆原地区の町道駒小・半田線(約220m)のアスファルト舗装を補修しました。これにより、ひび割れやわだちなどの路面損傷を改善することができました。

▼問い合わせ先

建設課 都市建設室

☎26・2278(直通)



定例教育委員会の傍聴

- 日時 2月21日(水)9:00～
 - 場所 町文化センター2階研修室
 - 定員 先着8人
- ※当日直接会場へお越しください。

▼問い合わせ先

教育委員会事務局 教育総務室 ☎26-2285 (直通)

欠員などが生じた際の任用です

町立小・中学校の臨時教員・学級補助員を募集します



まちの木

▼応募資格

臨時教員

地方公務員法第16条および学校教育法第9条の規定のいずれにも該当しない人で、教育職員免許法に規定する小・中学校いづれかの教諭普通免許状を有する人

学級補助員

地方公務員法第16条および学校教育法第9条の規定のいずれにも該当しない人で、令和6年4月1日現在18歳以上の人

▼業務内容

臨時教員

補助・代替教員業務(担任・教科指導など)

※教科・校種などが限られません。希望される形での任用がない場合もあります。

学級補助員

担当教諭の授業補助など

▼勤務時間

臨時教員

原則1日7時間45分、週5日

学級補助員

応相談

▼賃金

年齢・経験・任用形態などに

よって異なります。詳しくは面接の際にご確認ください。

▼勤務期間

4月1日～令和7年3月31日

※応相談

▼応募方法

臨時教員

教諭普通免許状を持参し、学校教育室で面接選考を受けてください。

※採用の場合、公立小中学校の臨時的任用教職員として県教育委員会へ登録を行っていただきます。

学級補助員

会計年度任用職員候補者登録申請書に必要事項を記入して持参し、学校教育室で面接選考を受けてください。申請書は町ホームページからダウンロードできます。

▼受付期限

2月29日(水)

※受け付けは開庁時間に限り

▼問い合わせ先

教育委員会事務局 学校教育室

☎26・2286 (直通)

群馬県内で適用される最低賃金はすべて改正されました

確認しよう、最低賃金！

群馬県最低賃金 (地域別最低賃金)		1時間 935円	発効日 令和5年10月5日
特定最低賃金	製鋼・鉄素形材製造業最低賃金	1時間 1,017円	発効日 令和5年12月29日
	一般機械器具製造業最低賃金	1時間 1,006円	
	電気機械器具製造業最低賃金	1時間 1,006円	
	輸送用機械器具製造業最低賃金	1時間 1,006円	

※最低賃金は時間額で定められており、群馬県内のすべての労働者とその使用者に適用されます。
※中小企業・小規模事業者の賃金引き上げなどを支援する業務改善助成金などの助成金もご活用ください。

問い合わせ先

最低賃金についてはこちら

群馬労働局ホームページ URL <https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/home.html>

群馬労働局労働基準部賃金室 ☎027-896-4737

または県内の最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

業務改善助成金についてはこちら

業務改善助成金コールセンター ☎0120-366-440